

## 第 16 章 付 録

### 1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区 分	職 種	説 明 (具 体 例)
1	管 理 的 職 業	会社・団体等の役員及び管理職員（法人組織等の課以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの）をいいます。（例：会社部長、課長、支店長、工場長、営業所長）
2	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	高度な科学的知識を応用した技術的な仕事、医療・法律・経営・教育・著述・芸術等の専門的な仕事に従事するものをいいます。（例：研究者、開発・製造技術者、情報処理・通信技術者、建築・土木技術者、教員、記者、カメラマン、デザイナー、通訳）
3	事 務 的 職 業	総務・人事・企画・会計などの事務、生産・営業・販売・運輸・郵便に関する事務及びパソコン等を操作する業務に従事するものをいいます。集金などの外勤事務の仕事も含まれます。（例：総務事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、経理事務員、医療事務員、コールセンターオペレーター、テレホンアポインター、出荷・受荷係事務員）
4	販 売 の 職 業	商品・不動産・保険・有価証券などの売買、売買の仲介・取り次ぎ・代理、売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などの業務に従事するものをいいます。（販売店員、レジ係、コンビニ店員、不動産仲介・売買人、営業員）
5	サ ー ビ ス の 職 業	個人家庭における家事支援、介護、保健医療の補助、理容・美容、クリーニング、調理、接客・給仕、住居施設・ビルの管理などのサービスの業務に従事するものをいいます。（例：介護員、看護助手、理容師、美容師、クリーニング工、調理人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・娯楽場等接客員、マンション・ビル管理人）
6	保 安 の 職 業	個人の生命・財産の保護、公共の安全・秩序の維持などに従事するものをいいます。（例：警備員、道路パトロール員、道路交通誘導員）
7	農 林 漁 業 の 職 業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。 （例：稲作・畑作作業員、園芸・工芸作物栽培作業員、養畜作業員、植木職、造園師、伐木・造材・集材作業員、漁師、水産養殖作業員）
8	生 産 工 程 の 職 業	生産設備のオペレーター、原材料の加工・製品の製造、機械の組立・修理、製品の検査及び生産工程で行われる作業に関連する技術的な作業などに従事するものをいいます。（例：生産設備オペレーター、製造工、板金工、各種食品製造・加工工、印刷工、機械組立工、修理・整備工、検査工、塗装工、製図工）
9	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転・操縦、車掌その他の運輸の作業、定置・建設機械運転に従事するものをいいます。（例：バス運転手、タクシー運転手、トラック運転手、電車運転手、車掌、フォークリフト運転作業員、クレーン運転工、建設機械運転工、ビル設備管理員）
10	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	建設・電気工事作業、土木工事作業などに従事するものをいいます。 （例：建築とび工、取りこわし作業員、大工、配管工、内装工、電気工事作業員、土木作業員、舗装作業員）
11	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	荷物等の運搬・集荷・配達、建物等の清掃、品物の包装などの業務に従事するものをいいます。（例：荷役作業員、倉庫作業員、荷物配達員、ビル・建物清掃員、ピッキング作業員）

【総務省「日本標準職業分類」（第5回改訂）による】

## 2 産業分類表

<b>A 農業、林業</b>	<b>I 卸売業、小売業</b>
01 農業	50 各種商品卸売業
02 林業	51 繊維・衣服等卸売業
<b>B 漁業</b>	52 飲食料品卸売業
03 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、建築・倉庫材料等卸売業
04 水産養殖業	54 機械器具卸売業
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	55 その他の卸売業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
<b>D 建設業</b>	57 雑物・衣服・その他の日用品小売業
06 総合工事業	58 飲食料品小売業
07 建別工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
08 設備工事業	60 その他の小売業
<b>E 製造業</b>	61 黒川餅小売業
09 食料品製造業	<b>J 金融業、保険業</b>
10 飲料・たばこ・飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 信用託蓄金融業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード業等預金信託機関
13 家具・装飾品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷・同梱造業	67 保険業（保険媒介代理業、保険リース業を含む）
16 化学工業	<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>
17 石油製品・石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業、管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 合成皮革・同梱品・皮革製造業	<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>
21 窯業、土石製品製造業	71 学術、調査研究検査
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はんこ機械器具製造業	<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>
26 主要な機械器具製造業	75 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品・デバイス、電子回路製造業	77 持ち帰り・正産飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯・美容・美容・浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>O 教育、学習支援業</b>
33 電気業	81 学校教育
34 ガス業	82 その他の教育、学習支援業
35 熱供給業	<b>P 医療、福祉</b>
36 水道業	83 医療業
<b>G 情報通信業</b>	84 保健衛生
37 通信業	85 社会保険、社会福祉、介護事業
38 放送業	<b>Q 複合サービス事業</b>
39 情報サービス業	86 郵便局
40 インターネット利用サービス業	87 利用組合（他に分類されないもの）
41 映像・音声、文字情報制作業	<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>
<b>H 運輸業、郵便業</b>	88 郵便物処理業
42 航空業	89 自動車整備業
43 旅客旅客運送業	90 機械修繕業（別掲を除く）
44 貨物運送業	91 職業紹介・労働者派遣業
45 水運業	92 その他の事業サービス業
46 航空運送業	93 政治・経済・文化・体育
47 倉庫業	94 宗教
48 運輸に附随するサービス業	95 その他のサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	96 外国公務
	<b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b>
	97 国家公務
	98 地方公務
	<b>T 分類不能の産業</b>
	99 分類不能の産業

【総務省 「日本標準産業分類」（第14回改定）より】

### 3 労災保険率表

(令和6年4月1日現在)

事業の種類 の分類	事業 番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11/1,000
33		舗装工事業	9/1,000
34		鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000
38		既設建築物設備工事業	12/1,000
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
37		その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5/1,000
	55	めつき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	
	90	船舶所有者の事業	42/1,000

- 被保険者証再交付申請書
- 兼務役員雇用実態証明書
- 「同居の親族」雇用実態証明書
- 在宅勤務雇用実態証明書
- 遅延理由書
- 雇用保険被保険者資格（取得・喪失）届等（訂正・取消）願
- 労働条件通知書
- 記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書
  - ・ 高年齢雇用継続給付用
  - ・ 介護休業給付用
  - ・ 育児休業給付用
- （参考）産後休業後の育児休業開始日早見表





○「同居の親族」雇用実態証明書

「同居の親族」雇用実態証明書										
フリガナ					性別	生年月日・年齢			事業主との関係	
氏名					男・女	昭和 平成 令和	年	月	日生	( 歳 )
被保険者番号	-                 -									
役員就任の有無	取締役等役員になって(いる・いない) 役職名( )				従事している業務					
適用事業所番号	-                 -				事業所名					
常用雇用労働者数	人				労働者のうち 親族以外の者		人			
職務態様	就業規則等の有無	有・無		就業規則等の適用の有無	有・無・一部適用(適用除外条項: )					
	指揮命令権者									
	出退勤確認		有 ( 出勤簿 ・ タイムカード ・ その他 ) ・ 無							
	労働時間		時 分 ~ 時 分 まで ( 休憩 分 )							
有給休暇		有 ( 年間 日付与 ) ・ 無								
給与等	給与規程等の有無	有・無		給与規程等の適用の有無	有・無・一部適用(適用除外条項: )					
	賃金形態		年棒・月給・日給月給・日給・時間給・出来高給・その他( )							
	基本給支払内訳(月額)		一般給与 円				役員報酬 円			
	諸手当		時間外手当・交通費・その他( )							
	退職金制度の適用	有・無		欠勤控除	有・無		昇給	有(年回月)・無		
賞与		有(年回月円)・無								
その他	加入済みの社会保険		労災保険・健康保険・厚生年金保険・その他( )							
	諸帳簿等への登録整備状況		労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・雇用契約書・身分証明書の交付 その他( )							
	特記事項 上記の条件及びその他の就労条件について、他の労働者と異なった取扱いがある場合はその内容を記入すること。		他の労働者と異なった取扱いの有無(有・無)							

上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。  
また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

事業主 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ 公共職業安定所長 殿

※ 実定所記入欄	確認資料			被保険者性	備考
		雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳(本人・他の従業員)・ 登記事項証明書・出勤簿(本人・他の従業員)・就業規則・ 給与規程・定款・議事録・寄付行為・人事組織図 その他( )			あり なし
課長	係長	係			

○在宅勤務雇用実態証明書

在宅勤務雇用実態証明書									
フリガナ			性別		生年月日・年齢				
氏名			男・女		昭和 平成		年	月	日生
被保険者番号					令和		( 歳)		
住所又は居所									
指揮監督をする事業所			適用事業所番号						
			名称						
			所在地						
			電話番号						
従事する業務の内容									
服務態様	就業規則の適用状況		1. 全部適用 2. 適用無し 3. 一部適用 4. 在宅勤務者に関する規則を適用 ※2の場合はその理由を、3又は4の場合は内容やその理由を具体的に記載してください。						
	勤務管理の方法		有 [ 出勤簿・タイムカード・その他( ) ] ・ 無						
	所定労働時間		時 分 ~ 時 分 まで (休憩 分) 所定労働時間 週 時間 分						
	事業所への出勤の有無		有 [ 出勤指定日又は1週間当たりの回数 回 ] ・ 無						
	休日及び休暇		曜日 その他( )			兼業禁止の有無		有・無	
給与等	賃金形態		年棒・月給・日給月給・日給・時間給・出来高給・その他( )						
	賞与		有 [ 年 回 月 円 ] ・ 無						
その他	備品・原材料等の購入(賃貸)		1. 本人負担 2. 事業主負担 (負担を定めた規定 有・無)						
	保守整備・通信費の負担		1. 本人負担 3. 事業主負担 (負担を定めた規定 有・無)						
	加入済みの社会保険		労災保険・健康保険・厚生年金保険・その他( )						
	雇帳簿等への登録整備状況		労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・雇用契約書・その他( )						
<p>上記の者に係る記載内容について、事実と相違ないことを証明するとともに、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに再提出します。</p> <p>また、被保険者資格を喪失すべき状態となった場合には、速やかに資格喪失届を提出します。</p>									
住所			令和 年 月 日						
事業主氏名									
電話番号			公共職業安定所長 殿						
※安定所記入欄	確認資料				被保険者性		備考		
	雇用契約書・労働者名簿・賃金台帳・就業規則・給与規程・出勤簿・人事組織図・その他( )				あり なし				
課長		係長		係					



○遅延理由書

遅延理由書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_公共職業安定所長 殿

このたび、下記1の雇用保険被保険者資格取得届について、提出が遅れた理由は、下記2のとおりです。以後、届出期限までに提出するよう留意いたします。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届の内容

被保険者氏名	生年月日	雇入年月日	資格取得年月日	被保険者番号

2 遅延理由

名称  
事業主 代表者氏名  
所在地

○雇用保険被保険者資格（取得・喪失）届等（訂正・取消）願

雇用保険被保険者資格 取得 喪失 等届 訂正 取消 願

① 取得 届等確認通知年月日 喪失	年 月 日	フリガナ	
② 被 保 険 者 番 号		④ 被 保 険 者 氏 名	
③ 事 業 所 番 号		⑤ 被 保 険 者 となった年月日	年 月 日

	誤 (旧)	正 (新)	
訂正事項	フリガナ		
	⑥ 被 保 険 者 氏 名		
	⑦ 生 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
	⑧ 被 保 険 者 となった年月日	平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
	⑨ 離 職 年 月 日	平・令 年 月 日	平・令 年 月 日
⑩ そ の 他			

取消事項	⑪ 資格取得届 ⑫ 資格喪失届 ⑬ 転勤届	⑭ 訂正又は取消の理由
------	-----------------------------	-------------

統一事項	⑮ 重複統一 被保険者証を二枚以上持っている場合に統合します。	
------	------------------------------------	--

上記のとおり 訂正 取消 していただきたくお願いいたします。

令和 年 月 日

所在地  
事業主 名称  
代表者氏名

公共職業安定所長 殿

※ 確 認 書 類	労働者名簿	貸金台帳	出勤簿	住民票・戸籍謄(抄)本
	被保険者証	各種届確認通知書	契約書	その他関係書類

- 記入方法
- ※欄は記入しないでください。
  - ①～⑤欄は、訂正または取消などを行う確認通知書（各届出書の提出時に安定所からお渡ししたもの）の内容をそのまま記入してください。
  - ⑥～⑩及び⑮欄は、該当する欄のみを記入してください。ただし、訂正又は取消の場合には⑭欄に訂正又は取消の理由を記入してください。
  - この願には、被保険者証、確認通知書、様式第4号を必ず添付し、訂正、取消の根拠を確認できる上記書類を持参してください。

受理（処理）年月日
-----------

課長	係長	係	社会保険労務士 記載欄	作成年月日・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
----	----	---	----------------	----------------	-----	---------

雇入通知書の様式例(表面)

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [ 契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ] 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [ 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） ] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条



記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(高年齢雇用継続給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。
- 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- 雇用保険法施行規則第 101 条の 5 ・ 第 101 条の 7 の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 \_\_\_\_\_

事業主氏名 \_\_\_\_\_

被保険者番号 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

以上

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(介護休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- 雇用保険法施行規則第 101 条の 19 の規定による介護休業給付金の支給申請について同意します。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称

---

事業主氏名

---

被保険者番号

---

被保険者氏名

---

以上

記載内容に関する確認書  
申請等に関する同意書  
(育児休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33 の規定による育児休業給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称

---

事業主氏名

---

被保険者番号

---

被保険者氏名

---

以上

(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30(3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31(3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1 (2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2 (3/1)	4/2 (4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3 (3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4 (3/3)	4/4 (4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5 (3/4)	4/5 (4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6 (3/5)	4/6 (4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7 (3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8 (3/7)	4/8 (4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9 (3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10(3/9)	4/10(4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11(3/10)	4/11(4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12(3/11)	4/12(4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13(3/12)	4/13(4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14(3/13)	4/14(4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15(3/14)	4/15(4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16(3/15)	4/16(4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17(3/16)	4/17(4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18(3/17)	4/18(4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19(3/18)	4/19(4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20(3/19)	4/20(4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21(3/20)	4/21(4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22(3/21)	4/22(4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23(3/22)	4/23(4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24(3/23)	4/24(4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25(3/24)	4/25(4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26(3/25)	4/26(4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27(3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28(3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29(3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業(産後8週間)は含まれませんので、出産の日から(出産日を含む)58日目から育児休業開始日になります。



## 5 公共職業安定所一覧表

安定所番号	公共職業安定所 【出張所名】 (分室名)	所在地	電話番号	管轄区域
4601	鹿児島	〒890-8555 鹿児島市下荒田一丁目 43-28	099 (250) 6060	鹿児島市、鹿児島郡
	【熊毛】㊤	〒891-3101 西之表市西之表 16314-6	0997 (22) 1318	西之表市、熊毛郡
4602	川内	〒895-0063 薩摩川内市若葉町 4-24	0996 (22) 8609	薩摩川内市
	【宮之城】㊤	〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 2035-3	0996 (53) 0153	薩摩郡
4603	鹿屋	〒893-0007 鹿屋市北田町 3-3-11	0994 (42) 4135	鹿屋市、垂水市、肝属郡
4604	国分	〒899-4332 霧島市国分中央 1 丁目 4-35	0995 (45) 5311	霧島市、始良市
	【大口】㊤	〒895-2511 伊佐市大口里 768-1	0995 (22) 8609	伊佐市、始良郡
4605	加世田	〒897-0031 南さつま市加世田東本町 35-11	0993 (53) 5111	南さつま市、枕崎市、 南九州市のうち知覧町、 川辺町
4606	伊集院	〒899-2521 日置市伊集院町大田 825-3	099 (273) 3161	日置市、いちき串木野市
4608	大隅	〒899-8102 曾於市大隅町岩川 5575-1	099 (482) 1265	曾於市、志布志市、曾於郡
4609	出水	〒899-0201 出水市緑町 37-5	0996 (62) 0685	出水市、阿久根市、出水郡
4611	名瀬	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町 1-1	0997 (52) 4611	奄美市、大島郡(徳之島町、 天城町、伊仙町を除く)
	(徳之島) ㊤	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 553-1	0997 (82) 1438	大島郡のうち徳之島町、 天城町、伊仙町
4612	指宿	〒891-0404 指宿市東方 9489-11	0993 (22) 4135	指宿市、南九州市のうち 穎娃町

㊤は出張所

㊦は分室

## 6 労働局 ・ 雇用環境・均等室 ・ 労働基準監督署一覧表

鹿 児 島 労 働 局			
総務部 総務課 労働保険徴収室	(山下町庁舎) 〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	☎ 099-223-8275 ☎ 099-223-8276	管轄区域 (鹿児島県)
労働基準部 監督課 賃金室 健康安全課	(山下町庁舎) 〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	☎ 099-223-8277 ☎ 099-223-8278 ☎ 099-223-8279	
労災補償課	(東千石庁舎) 〒892-0842 鹿児島市東千石町 14 番 10 号 天文館NNビル 5 階・8 階	☎ 099-223-8280	
職業安定部 職業安定課 職業対策課 訓練課 需給調整事業室 雇用保険電子申請事務センター	(西千石庁舎) 〒892-0847 鹿児島市西千石町 1-1 鹿児島西千石第一生命ビル	☎ 099-219-8711 ☎ 099-219-8712 ☎ 099-219-8711 ☎ 099-803-7111 ☎ 099-219-8714	
雇用環境・均等室 総合労働相談関係 男女雇用機会均等法関係	(山下町庁舎) 〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	☎ 099-223-8239	

名 称	所 在 地	T E L	管 轄 区 域
鹿 児 島 労働基準監督署	〒890-8545 鹿児島市薬師 1-6-3	099-214-9175	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、枕崎市、南九州市、鹿児島郡、西之表市、熊毛郡
川 内 労働基準監督署	〒895-0063 薩摩川内市若葉町 4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225	薩摩川内市、さつま町 阿久根市、出水市、長島町
鹿 屋 労働基準監督署	〒893-0064 鹿屋市西原 4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、肝属郡、大崎町
加 治 木 労働基準監督署	〒899-5211 始良市加治木町新富町 98-6	0995-63-2035	伊佐市、霧島市、始良市、湧水町
名 瀬 労働基準監督署	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町 1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574	奄美市、大島郡

## 7 年金事務所一覧表

年金事務所	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
鹿児島南	890-8533	鹿児島市鴨池新町5-25	(099) 251-3111
鹿児島北	892-8577	鹿児島市住吉町6-8	(099) 225-5311
川内	895-0012	薩摩川内市平佐町2223	(0996) 22-5276
加治木	899-5292	始良市加治木町諏訪町113	(0995) 62-3511
鹿屋	893-0014	鹿屋市寿3-8-19	(0994) 42-5121
奄美大島	894-0035	奄美市名瀬塩浜町3-1	(0997) 52-4341

年金事務所	管轄区域		
	健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
鹿児島南	鹿児島市のうち荒田一丁目、荒田二丁目、上荒田町、魚見町、宇宿町、宇宿一丁目、宇宿二丁目、宇宿三丁目、宇宿四丁目、宇宿五丁目、宇宿六丁目、宇宿七丁目、宇宿八丁目、宇宿九丁目、卸本町、小原町、上福元町、鴨池一丁目、鴨池二丁目、鴨池新町、錦江台一丁目、錦江台二丁目、錦江台三丁目、希望ヶ丘町、喜入町、喜入瀬ヶ串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入一倉町、喜入前之浜町、郡元町、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目、五ヶ別府町、向陽一丁目、向陽二丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、桜ヶ丘八丁目、三和町、坂之上一丁目、坂之上二丁目、坂之上三丁目、坂之上四丁目、坂之上五丁目、坂之上六丁目、坂之上七丁目、坂之上八丁目、下荒田一丁目、下荒田二丁目、下荒田三丁目、下荒田四丁目、下福元町、新栄町、慈眼寺町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、清和一丁目、清和二丁目、田上町、谷山港一丁目、谷山港二丁目、谷山港三丁目、谷山中央、中央港新町、中山町、中山一丁目、中山二丁目、天保山町、東開町、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、唐湊四丁目、七ツ島一丁目、七ツ島二丁目、南栄一丁目、南栄二丁目、南栄三丁目、南栄四丁目、南栄五丁目、南栄六丁目、西紫原町、東谷山一丁目、東谷山二丁目、東谷山三丁目、東谷山四丁目、東谷山五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、日之出町、平川町、東郡元町、光山、広木一丁目、広木二丁目、広木三丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、星ヶ峯六丁目、真砂町、真砂本町、南郡元町、南新町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原三丁目、紫原四丁目、紫原五丁目、紫原六丁目、紫原七丁目、山田町、与次郎一丁目、与次郎二丁目、和田町、和田一丁目及び和田二丁目 枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市	
鹿児島北	鹿児島市(鹿児島南年金事務所管内の地域を除く。) 西之表市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡	鹿児島市 日置市 西之表市 鹿児島郡 熊毛郡	鹿児島県
川内	薩摩川内市 阿久根市 出水市 いちき串木野市 薩摩郡 出水郡	同左	
加治木	霧島市 伊佐市 始良市 始良郡	同左	
鹿屋	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	同左	
奄美大島	奄美市 大島郡	同左	

